

第百二回 参議院文教委員会 會議録第七号

昭和六十年四月二十三日(火曜日)

午後二時開会

委員の異動

四月十六日

山田 勇君

補欠選任 小西 博行君

四月二十二日

柳川 覺治君

補欠選任 安井 謙君

四月二十三日

安井 謙君

補欠選任 柳川 覺治君

出席者は左のとおり。

委員長

真鍋 賢二君

理事

杉山 令肇君

委員

仲川 幸男君

井上 裕君

久保 亘君

山東 昭子君

吉川 春子君

世耕 政隆君

林 健太郎君

林 道君

柳川 覺治君

柳川 覺治君

中村 哲君

安永 英雄君

高木健太郎君

高桑 栄松君

小西 博行君

文部大臣

松永 光君

政府委員
文部政務次官 鳩山 邦夫君
文部大臣官房長 西崎 清久君
文部省高等教育局長 宮地 貫一君
文部省高等教育局長 國分 正明君
事務局側 佐々木定典君
常任委員会専門員

本日開会に付した案件
○国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○参考人の出席要求に関する件

○委員長(真鍋賢二君) ただいまから文教委員会を開会いたします。
国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。
まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。松永文部大臣。

○国務大臣(松永光君) このたび政府から提出いたしました国立学校設置法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案におきましては、鹿児島大学に医療技術短期大学部を併設することといたしております。これは、近年における医学の進歩と医療技術の高度化、専門化に即応して、資質の高い看護婦及びリハビリテーション関係技術者を養成しようとするものであり、本年十月に開学し、昭和六十年から学生を入学させることを予定いたしております。なお、これに伴い、同大学医学部附属の専修学校を廃止することといたしております。

このほか、昭和四十八年度以後に設置された医科大学等に係る職員の定員を改めることといたしております。

ております。
なお、衆議院において、施行期日に関する附則の規定の一部が修正されましたので、念のため申し添えます。
以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。
何とぞ慎重御審議の上、速やかに御賛成くださるようお願いいたします。

○委員長(真鍋賢二君) 以上で趣旨説明聴取は終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑のある方は順次御発言願います。
○安永英雄君 ただいま設置法の提案がありましたが、まずもって私は、法律の内容が鹿児島大学医療技術短期大学部を設置すると、鹿児島県の鹿児島大学に設置を要する、いわばこれだけでありまして、実に私はこの提案を見て涙が出るような気持ちになるわけです。私は、後でずっとその点について質問をし、私の意見も申し上げたいと思っておりますけれども、まあ、私も議場に随分籍を置いておりますけれども、ことしぐらい、たつた一つの大学部を設置するという提案は私は初めてじゃないかと思う。たつた一校であります。

考えてみますと、国民挙げて今教育改革の必要を盛んに説いておる。あすは臨教審の中間発表があるそうでありましても、臨教審だつて大学の改革について、これを問題としておる。十八歳人口というのがもう来年から急速にふえてくる。いわば大学の中において、大学教育の中において非常に大きな問題をやらなくては、その年の国立学校を設置するといふのに、たつた一つ鹿児島大学これだけが出てくるということについて、私は怒りさえ感ずるような気持ちになるわけです。これは後で逐一質問をいたしますけれども、それに、

大体いつも毎年出てにぎやかにずらりと並んでおりますのが大学院の設置。そのほか附置研究所とか、いろんなものが提案をされておりましたが、ことしからは一切それがない。明らかに、鹿児島大学のこれだけでありまして、これは昨年私は森文部大臣にいろいろ意見を申し上げたんでありますけれども、臨調の答申、それに基づく法律というものが、いつの間にか文教委員会の審議を経ずして、どこかの委員会に決定をして、大学院その他については政令事項にゆだねるという結果に昨年我々文教委員が知らないうちになつておつたし、知らないというよりも審議をしていない。そういう中で、これは終わつたことですから私は言いませんけれども、毎年私は文部省の方から積極的にそういった政令事項になつていて問題になつても、報告なり、あるいは少なくとも政令事項になつたにしろ、この文教委員会でもやっぱ審議をするような機会をつくつてほしいということを私は昨年申し上げておつたわけです。

そういった意味で、当初に私はお聞きしたいんですけれども、ことしの大学院の設置についてはどうなつてゐるか、あるいは附置研究所、共同利用機関、こういったものについてどういうことになつてゐるか、その点について当初にお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(宮地貫一君) 大学院についてのお尋ねでございます。
大学院の問題については、かねて先生御指摘のように、内容的に大変重要なことであるので十分その点を論議すべきであるという御指摘をいたさせていただいておるわけでございます。経緯については、先生からお話しのございましたように国家行政組織法の改正に関連した、法律事項から政令事項となつたものとして、大学院を置く大学についてはそういうことが定められたわけでございますけれども、大学院に六十年年度予算で措置をいたし

ておるものについての御説明でございます。

まず第一は、連合農学研究科の設置の問題でございます。これはいわゆる連合大学院と申しますか、複数の大学が共同して大学院を設置するものでございまして、かねてその具体化については準備費を計上しておたわけでございますが、具体的にその構想がまとまりまして、関東地区及び四国地区について、基幹大学としては関東地区について東京農工大学を基幹大学とし、茨城大学、宇都宮大学の参加を得まして連合農学研究科を置くものでございまして、四国地区では愛媛大学を基幹大学といたしまして、香川大学、高知大学を参加大学として連合農学研究科を、いずれも博士課程でございますが、設置するわけでございます。

そのほか大学院関係についてあらかじめ御説明を申し上げますと、連合農学研究科以外の研究科の設置でございますが、これは従来からもう既に大学院の置かれていた大学でございますので、具体的に学年進行等が完成したものににつきまして順次置くわけでございまして、修士課程については福島大学の教育学研究科、千葉大学の文学研究科及び社会科学部研究科、新潟大学に人文科学研究科、鳥根大学に理学研究科、山口大学に人文科学研究科、香川大学に法学研究科、高知大学に理学研究科、琉球大学に工学研究科を、これはいずれも修士課程でございますけれども、基本的には学年進行等が完成をしましたものについて、また教官組織が充実をいたしましたものについて修士課程を以上の大学に置くものでございます。なお、博士課程としては広島大学の生物園科学研究科がございまして。

そのほか、専攻の設置について、これは具体的にそれぞれ研究科に専攻を設置するものでございまして。以上が大学院について六十年度予算で措置をしているものの内容でございます。

なお、大学附置の研究科の問題でございますが、これも政令で措置をされるわけでございまして、一つには岡山大学温泉研究所を廃止する問題

がございまして。

それから、国立大学共同利用機関といたしましては、従来文部省所轄の研究科でございました統計数理研究所を国立大学共同利用機関として設置をするという事柄がございまして。

以上が六十年度予算で国立大学設置法施行令の改正で実施をされるものでございます。

○安永英雄君 大学院の問題については後でまた質問をいたします。

そこで、岡山大学の温泉研究所の廃止というのはどういう意味ですか。どういう理由ですか。

○政府委員(宮地眞一君) 岡山大学温泉研究所の廃止でございますが、岡山大学温泉研究所は昭和二十四年に設置されて以来、温泉に関する学理及び応用に関する研究を行ってきたものでございますけれども、近年の学術研究の進展に対応するために現在の組織を改組、転換をいたしました。この研究活動の一層の発展を図るという形で附置の研究科としては廃止をするということにしたものでございます。

なお、この温泉研究所では、従来から医学系及び地球科学系の関係部門を分離、改組することについて種々検討を重ねてきておたわけでございますが、五十九年七月に全国共同利用施設及び医学部附属病院施設への改組の方針を決めたわけでございます。したがって、いわば温泉研究所を医学部附属の環境病態研究施設に新設をすることと地球内部研究センターの新設をするというように改組、転換をするということを決めたものでございまして。

○安永英雄君 これは相当やっぱり臨調の線に沿うということでも多少無理したところも私はあるような気もするんですけども、発展的な面もあるということですからこれ以上は聞きませんけれども、その関係でいつも問題になってきまして、この例の、ここにおりました職員、所員、こういったものの処遇という問題が由に浮いたような形にならないようにというのが、いつもこれは私も注意をしているところでありまして、その点の配慮は

どうですか。

○政府委員(宮地眞一君) この岡山大学の温泉研究所の廃止、転換に伴う振りかえ措置でございますけれども、それぞれ教官、事務官、その他合わせて温泉研究所現在三十七名の定員措置でございますが、それを廃止、転換後は先ほど申し上げましたような環境病態研究施設と地球内部研究センターにそれぞれ転換をいたしまして、いずれもそれらは定員としては三十七名の措置をしておるわけでございますので、御指摘のようにそのに伴いまして職員その他に不安定な状況のないように配慮をいたしているものでございます。

○安永英雄君 それでは別に身分の問題とか労働条件その他の問題で、給与の問題もありませんが、そういった問題では心配はないということですね。

○政府委員(宮地眞一君) その点は御指摘のとおりでございます。

○安永英雄君 統計数理研究所の国立大学共同利用機関としての新設をやるということですが、これは新設ということではないように思いますが、これも、どうもごく最近の傾向は臨調その他のサセスチョンが非常に強過ぎて、一見いいように見えても、全部そういう独立したものが共同利用機関、こういう形に切りかえられていく傾向があるんです。そういう点について今報告されました統計数理研究所の共同機関への新設という問題についてはそういう点はありますか。また、これは非常にプラスになるというふうに言われるなら、その点をひとつ聞きたいと思うんですけども。

○政府委員(宮地眞一君) 統計数理研究所でございますが、これは大変歴史のございまして研究科として設置されて、昭和十九年に文部省所轄研究所として設置されて以来、統計数理研究所の独立の研究科として研究成果を上げてきたものでございまして。その後、学術研究会議でございましてとあるいは昭和四十六年に国立大学の共同利用機関の制度が設けられましたことなどを契機といたしまして、種々経緯はあるわけでございますが、昭和四十八年の学術審議会の答申で、学術振興に関する当面の基本的施策について答申がなされておりますが、現存の文部省の所轄研究所のうち共同利用研究所の方式に切りかえた方が望ましいと思われるものがあるということが指摘をされておりました。それを受けまして五十九年二月に学術審議会の答申で、これは学術研究体制改善のための基本的施策についてということで答申がございまして、その中でも文部省所轄の研究科についてその共同利用機関化を積極的に推進すべきことが指摘をされておるわけでございます。いわばそういうような点を受けまして今回国立大学の共同利用機関として改組をすることにいたしましたものでございますが、もちろん先生御指摘の臨調の答申におきまして、統計数理研究所等について、大学を中心とする我が国の学術研究体制の一環をなすものとしてより適切な運営が図られるように国立大学共同利用機関化を含めて機能及びあり方を検討するということも指摘をされております。したがって、もちろん臨調にそのことについても触れられておるわけでございますが、私もどしどしは臨調の答申だけをうのみにした形でやっております。ではございませぬので、そういう形では学術審議会等で十分内容について御検討いただき、その答申をいたしまして、そういう時代的要請に応じて改組、転換をして国立大学共同利用機関として設置をしよう、こういうことで御提案を申し上げたものでございまして。

○安永英雄君 これは一層の推進を図るというその点は私は了解をします。それは当然なことですが、けれども、どうもやっぱり先ほども申しましたように、ごく最近では全部ほとんど共同研究共同研究で、せっかくの伝統のあるそういう研究科あたりが消えてなくなっていくのは寂しい。一層その研究所が光っていくべきけれども、どうもやっぱりそういう傾向があるものですから聞いておったわけですね。

一応そういう点で大臣にひとつ約束をしてい

て、種々経緯はあるわけでございますが、昭和四十八年の学術審議会の答申で、学術振興に関する当面の基本的施策について答申がなされておりますが、現存の文部省の所轄研究所のうち共同利用研究所の方式に切りかえた方が望ましいと思われるものがあるということが指摘をされておりました。それを受けまして五十九年二月に学術審議会の答申で、これは学術研究体制改善のための基本的施策についてということで答申がございまして、その中でも文部省所轄の研究科についてその共同利用機関化を積極的に推進すべきことが指摘をされておるわけでございます。いわばそういうような点を受けまして今回国立大学の共同利用機関として改組をすることにいたしましたものでございますが、もちろん先生御指摘の臨調の答申におきまして、統計数理研究所等について、大学を中心とする我が国の学術研究体制の一環をなすものとしてより適切な運営が図られるように国立大学共同利用機関化を含めて機能及びあり方を検討するということも指摘をされております。したがって、もちろん臨調にそのことについても触れられておるわけでございますが、私もどしどしは臨調の答申だけをうのみにした形でやっております。ではございませぬので、そういう形では学術審議会等で十分内容について御検討いただき、その答申をいたしまして、そういう時代的要請に応じて改組、転換をして国立大学共同利用機関として設置をしよう、こういうことで御提案を申し上げたものでございまして。

止して目語と数学この二教科に限定して高等学校学力検定試験に改め年数回実施する、まあいろんなことを挙げておりますが、これはあくまでも今の段階では私見ということであります。

第三部会との関係等もありますが、第一部会の性格からいきますと、大体全般の基礎的なものは全部ここで結論を出すと。だから、それが非常に大きく影響するから第三部会までちよつかりかけていくような形になるわけであります、私はこれはただ単に一人の空想的な発言というわけにはまいらないという意味もあるし、今後、先ほど大臣もこの六項目について大体網羅しているし、この方向で進んでいけばというのを了解されておるようであります、この物の考え方というのが相当今後の臨教審の中で出てくるんじゃないか。私は、臨教審の結論をどうするかという問題はまたた別として、こういう考え方については文部省としてはどう考えますか。

○国務大臣(松永光吉) 今の臨教審の委員の先生が個人の立場で外部でいろんなことをおっしゃったことについての部分でございますが、これはまた

あ個人としていろいろな御意見をなさることを私もはあれこれ批評する立場にないわけでありませうけれども、高等教育の改革問題については専門的に取り組んでいただく部会は第四部会であるわけですので、第四部会が主として具体的な検討はしていただけるものと、こういうふうには私は思っております。ただ、これは臨教審の先生方もそうでありますし、また安永先生もそうだと思いますけれども、先ほどお話がありました我が国の大学の問題点として、学者の先生やあるいはマスコミの人たち、私どももそういう考えを持つこともしばしばあるわけですが、どうも大学が閉鎖的ではないかと、その閉鎖的という意味が他の大学との交流が少ないという問題、あるいは社会に対して余りにも閉鎖的過ぎると、そういった点の改革の視点というものがいろいろな方向から指摘を受けておるわけであります。同時にまた大学のこの設置基準等も、これはもう先ほど先生の御指摘の中

にありましたが、もう少し柔軟な対応ができるような弾力化をすべきだという、そういう指摘もあるようでありまして、まあ今先生のおっしゃった臨教審の先生の発言はやや刺激的過ぎるような発言だと思ふのでありますけれども、やはりもう少し弾力的に、あるいは開かれた大学、あるいは国際社会、国際化の時代に対応できるような大学、そういったものにしてもらいたいという意見が述べられたんじゃないかなと、やや刺激的な部分もあるようでありまして、私もそう思います。

そしてまたもう一つは、大学そのものを官立中心でいくんだとか私立中心でいくんだとかいうふうを決めつけるわけにはいかぬわけでありまして、日本の高等教育機関は国立、公立、そして私立、それぞれがその特色を発揮しながら我が国の高等教育の拡大あるいは発展に役割を果たしてきたわけでありまして、やっぱりそこは常識的な考え方で論議していくべきじゃないかな。ただ、私どものように私学の出身者からすれば、もう少し私学を大事にしてくれやという気持ちは実はあるわけでありまして、これもまた常識的な範囲で論議すべきじゃないかなと、こういうふうには私は思っているわけでありまして。

○安永英雄君 まあ、大臣として、私の質問は、もう少し大臣から後で聞きたいと思つておつたんですが、これはやっぱり個人の意見あるいは勝手に発表された香山さんの私的な見解だというふうにとるわけにはいかぬ点がある。それはあなたも認められたわけですね。この私が今申し上げた中で、なるほどそう言われてみれば弾力化についてもあるいは開かれた大学についても考えにやいかぬなという反応をこれから示されたですね、今、しかし、これは一つの思想を貫いていますよ、私から見ても、ただ単に開かれた大学というふうにあんたたちが、文部省が考えてくれやと私の案は引込めましようというもんじやないと、これは一つはやっぱ思想を貫いておるわけですよ。だからこの考え方について賛成か反対か、文部省はどう見るかというのを私は聞いた

んです。これに対する反論ということじゃないんです。こういう、大体、大胆な抜本的な改革というふうなことを文部省としては考えているのかどうかというのをただしたかったわけですよ。どうでしょうかね、文部省の高等教育に関する改革のこの観点といいますか、視点、こういったものはどこに置いていますか。

○国務大臣(松永光君) 臨教審の先生の先ほど言いましたように外部での個人的な発言等につきましてはあれこれ批評する立場にありません。臨教審の内部でいろんな先生方が議論をさせていただいて、そしてまとまったところが答申という形で出てくるものと思つておるわけでありまして、その答申につきましては私も私としてはこれを尊重して、そして答申に基づく改革を進めていきたい、こういうふうには考えておるわけでありまして。

ただ、何といひますか、大学の将来のあり方の問題に関連しての御質問でございますけれども、先ほど申し上げましたけれども、大学の設置基準あるいはカリキュラム等々につきまして、もう少し弾力化すべきじゃないかという考え方は私どもも持つております。一部ではもうそれも実現をした面もあるわけでありまして、教員の採用基準につきまして、一般民間人でもその分野で、特定の分野で大変な知識を持つていられる人、経験を持つていられる人、たとえ研究論文等を発表していなくても、大学の教授に任用できるなどというのをやりましたことも、これまあ一種の弾力化を実現したことになろうかと思ふんでありますが、そういう弾力化は十分やるべきだと考えておるわけであり

ます。

それからまた、開かれた大学という意味で他の大学との交流がもう少しできないものだろうか、そういう点と、いわゆる弾力化、それからもう少し閉鎖的な面の改善、こういった点は我々としても改革すべき問題であろう、こういうふうには考えておるわけでございます。

○安永英雄君 私の聞いたのは、臨教審で網羅してすきのない、こういうところを改革しなきゃならぬというふうに言つておる、あるいは個人であるけれどもこういう大きな高等教育全般について改革しようという視点がある、文部省は二十一世紀に向けて教育全般についての改革の中でどこに視点を置いているんだということを大まかに私は今聞いておるんであつて、開かれた大学にしたい、現行の弾力化、この二つですか。ちよつと私の聞いているのとギャップがあるようですね。あなた方は二十一世紀に向けて、高等教育の現状からいつてどことどこという点を重点にして改革をしなければならぬと思つていらつしやるのか、それとも、先ほどじゃないけれども、臨教審の方で大体落ちこぼれないようにまんべんなく並べてある、この結論が出て、それを文部省としての改革の質的な問題として取り上げていくというふうなされておるのか、そこを聞いておるわけですか。そこを聞いておるわけですか。だから、ちよつと質問変えまますかな、整理されたものがあつたら言つてください。

○国務大臣(松永光君) 臨教審の方で挙げられた先生の御指摘の六つの項目です、これは臨教審の方で検討事項として、議論すべき事柄として自主的に決められたこととありますが、これは私どもも大体そこあたりが問題点だろうというふうな認識をしておるわけでありまして。したがつて、その検討事項について議論をしていただいた上でどういふ結論を出していただけるか、その結論が出たならば先ほど申し上げたとおり尊重していく考え方なんでしょうが、それはそれとして、じや文部省、私どもとしてはどういふ点がこれから的高等教育機関のあり方として改革すべき方向かという御指摘だと思ふんでありますが、やや抽象的になりますけれども、先ほど先生も冒頭御指摘になりましたような、これから進んでいく情報化の時代、それから高齢化の時代、それから科学技術や文化、学問の発展、国際化、余暇の増大、そういった社会の変化あるいは科学技術や学問の進歩発展に十二分に対応できるように大学にすべきである、高等教育機関にすべきである、こ

ういう考え方を実は持つておるわけでございます。

○安永英雄君 やっぱ質問を変えた方がいいと思ひます。ちよつとやっぱり持たぬなら持たぬと言つてくださいよ。はつきり言えば、現行で今ずつというんな改革はしていつておる、それで十分なんだという考えのようないやうな、一挙に抜本的な改革というふうなものを望んでおるわけじゃない、これは非常に困難なんだ、まず現行の制度というものを弾力化していく、そして検討していく、そして現行法の中に特例をつくつて、そして実験的な積み上げをすつとやつていつて、そして慎重な対応の中から生まれていくというんで、総じて文部省の改革の方向というものは、そう臨教審から言われるまでもなく、これは勝手にやりなさい、あるいは香山さんみたいないろんな意見を持つておるだろうけれども、そんなことはできません、文部省は従前から現状を見つめながら、そして改革すべきものは次々に、開かれた大学という、必要なきときにはそのことをやる、閉鎖的じゃないかとか、あるいは画一的じゃないかと言われれば、制度の上からいって細かい弾力化というのを図つて今日までしてきました、今後もうそういう方々で二十一世紀に向かつて改革をしていきま

すというふうにとるのか、全然ないのか、あなた方にしては、現行で行つたらいいのか、そこをばつきりしてくださいと私は先ほどから言つておるわけですよ。

○国務大臣(松永光君) 大学というところは、やはり大学関係者の意見を十分参考しながら、改めるべき点を改める場合においても、これはうまくいかぬというところと私どもは思ひます。

そういう意味で、先ほど申し上げましたような情報化が一層進む、国際化が進む、科学技術の進歩発展がある、それに対応した大学にしていかなければならぬわけでありまして、私どももこの考え方としては、大学という歴史があるわけですから、現行制度を一応前提にしながら、大学

という考え方を実は持つておるわけでございます。

関係者の意見を十分くみ上げて、そして漸進的に弾力化を進めていく。あるいは弾力化で足りない分は制度の改革も出てくるかもしれないが、いづれにせよ現在の制度を基礎に置きながら、社会の変化や科学技術の進歩や、そういったものに対応した大学にする、そういう基本的な考え方なんでありまして、その場合にも大学関係者の意見を十分尊重して、そして協力をいただきながら進めていくというのが文部省の考え方でありまして。

ただ、臨教審の方でいろいろ議論をしていただいて、そして答申という形で出てきましたならば、それは尊重する義務が我々にはあるわけでありまして、答申という形で出てきたものについては十分これを尊重して、そして改革を進めていかなければならぬ、こういうふうな思っておるわけでありまして。

○安永英雄君 大体大臣の御意向わかりました。先ほど私、ちよつと先走って申しましたけれども、いわゆる一挙に抜本的な改革というふうなことは考えない、そしてまず現行の中で制度の弾力化というふうなことを図りながら、漸進的な慎重な対応を進めていくんだというふうな今お聞きをしたんですが、間違いないですか。

○国務大臣(松永光吉) 基本的には、現在そういう考え方でございます。

○安永英雄君 それではもう少し文部省整理されておるかと思つて、こういう時期ですから、やっぱり時代の変化等で相当周到な計画されておると思いますが、現行法の中でその都度、とにかく変化があれば弾力的に対応していくという態度というところから、私はある程度わかりますので、ただ大臣もみずからいろいろ答弁していただいても感謝しているんですけども、それでは、今までの弾力化というふうなものを今まで進めてきて、その延長がずっと二十一世紀に行くわけですから、この弾力化について今日までどう努めてきたか、さらに今後それをどう進めていくか、こういう点について説明をしていただきたいと思ひます。

○政府委員(宮地貢一君) 基本的には大臣からお答え申し上げましたように、今後の高等教育の改革についても現行制度の弾力化を進め、大学関係者等の意見を十分聞きながら進めていくという考え方でございまして、今日までの進めてきた面はどうかというお尋ねでございます。

これは、基本的には高等教育そのものが大変量的に拡大をいたしまして、全体的に進学率が非常に上がってきたというふうなことに対応して、質的な充実も図りながら、さらにそれぞれの高等教育機関が教育研究目的に即してそれぞれ機能を発揮し得るように多様化を図っていくというふうなことが基本的にあるわけでございます。

そしてまた、我が国の経済、文化等、各方面非常に国際的な活動が増大をし、例えば帰国子女の受け入れを含めて大学の国際化でございますとか、あるいは生涯教育の観点から社会人の受け入れを積極的にやっていくというふうなことも、それらを弾力化していくというふうなことで対応してきておるわけでございます。

具体的には昭和四十五年以降、大学設置基準の改正については既に数次にわたりました改正等を行ひまして、制度の弾力化を図り、さらにまた大学入学資格についても拡大をしてきております。なお、昭和五十九年度におきましては、期間を付した入学定員増についての専任教員数、校地基準の緩和あるいは大学の通信教育の聴講生が大学の通信教育の課程に入学した場合の特例でございますとか、先ほど大臣もお答えしました大学教員資格の拡大等の措置を講じているわけでございます。

若干项目的に申し上げれば、一般教育の弾力化については、一般教育科目として修得すべき単位数について、従来、人文、社会、自然の三分野から各十二単位を修得するというところでございしましたものを、それぞれ三分野にわたって三十六単位を修得すればいいというふうなことにしたことで、それから総合科目というところで、二以上の学問分野の内容を総合して編成された授業科目の開設を

認めるというふうなこと。あるいは一般教育科目として修得すべき単位の一部分を、外国語科目、基礎教育科目あるいは専門教育科目の単位でかえることができるというふうなことがございします。

それから単位の互換制度の実施でございますが、これは四十七年以来、学生が他の大学の授業科目を履修することを認めて、そこで修得した単位を当該大学において修得したものと同じと見なすことができるというふうな制度でございます。

それから教育研究組織の弾力化としては、学部にかえて学部以外の教育研究上の基本となる組織を置くことができるようにしたことがございします。

入学時期の弾力化の問題については、従来の大学の授業期間について二学期制のほかに三学期制もとれるようにし、さらに入学時期について学期の区分に応じて学生を入れさせるといふようなことで入学時期を弾力化するというふうなことも実施しております。

入学資格の点では、国際バカロレア資格を採用するといふようなことで入学資格を認めるというふうなことで、国際的な観点から入学資格についても弾力的に取り扱うというふうなことを実施しております。

教員資格の弾力化の点については、先ほど大臣からも御答弁申し上げたとおりでございます。以上のようなことで、それぞれ具体的な単位互換の制度について若干現情を御説明申し上げましたと、大学における単位の互換制度は先ほど申し上げたようなことで、制度としてそれぞれ導入をして各国公立大学間で逐次採用が広がってきておると。大学院の間あるいは海外の大学との交流はかなり活発になつてきておりますけれども、まあ国内の学部段階では必ずしもまだなお十分ではないというふうな現状ではないかと考えております。

ちなみに、昭和五十八年度現在では国公私を合

わけて百二十一大学、学生数で千七百七十四人について単位互換が行われておるわけでございます。これらの制度についてはさらに短期大学相互間及びあるいは大学と短期大学間にも今広がっておりますというふうなことで、これはそういう意味でこれらの制度が広がっていくことはなかなか時間を要する点もございしますけれども、大学の制度の弾力化の一つとして具体的な点で御説明を申し上げたわけでございますが、総じて言えば、制度的には相当積極的な姿勢で取り組んできておりますが、なおそれを実効あらしめるためには大学人みずからそれぞれの大学において積極的な取り組みをしていただくことも必要なことではないかと、かように考えております。

○安永英雄君 単位互換の問題は放送大学のときに少し大臣にもお願いをしておった点があるわけでありまして、今も概略説明がありまして、これはなかなかいいことだが現状はどうだろうかという点であります。

これは今も大体説明がありましたけれども、やっぱり学校の壁もあるし、それから科目その他の問題もいろいろあると思ひますから、そう一朝一夕にいくとは私は考えませんけれども、大体この互換の状況というのは年を重ねるごとに、これは年次ごとにふえている傾向でしょうか、あるいは、これはやっぱりもう少し行政指導等もやって、これはいいことですから、この互換がやりやすいような措置をとる必要があるでしょうか、そこらあたりをお聞きしたいと思います。

○政府委員(宮地貢一君) 単位互換の状況でございますけれども、全体の数は先ほど申し上げましたが、過去の推移から申しますと、やはり年度を追うごとに大学の数あるいは学生の数も順次広がつてきておるわけでございます。例えば昭和五十三年度でございまして、学部間で国内で五校、国外との間で五十五校というふうなことでございしましたものが、昭和五十八年度では二十四校、四百四十二人、国外との間では九十三校、七百七十六人というふうなことで順次制度的には広がつて

きていることは事実でございます。したがって、私どもとしてはなおそれを積極的に進めるための施策をさらに具体的に検討していかなければならない、かように考えております。

なお、この互換制度の問題点、あるいは前にもお尋ねがあったかと思うんですが、ございますけれども、一つは国立大学と公立大学との間で互換を行う場合に、一つには所属大学で正規の授業料を払っているわけでございますけれども、相手方大学との間で聴講料を負担するかどうかという具体的な問題点もあるわけでございます。

それから、さらに具体的に一般的な状況で申し上げますと、制度としてこれが行われておりますけれども、具体的な学生ないし教員の方からの希望といえますか、それが必ずしも十分出てきていないという点がございまして。

それから、例えば学部に通じた点で言えば、医師系大学等ではなかなかカリキュラムが異なっており、かつほとんど必修科目であるというように、なことがあつてなかなか実施が難しいということだとか、あるいは若干細かい点になりますけれども、女子大学等では受け入れの関係から限定をされることか、そのほか地方の大学にとっては近辺に適當な相手大学がなかなかないというようなことなど、具体的な実施のことになりますといういろいろな問題点なりいろいろな点もあるわけでございまして、それらの点の解決策については私どもも個別の大学からの希望を十分聞きまして、それらの隘路となつてゐる点を解決するためにどのような施策を講ずべきか、それらの点についても大学側の意見も聞いて、さらに積極的に取り組んでまいりたいと、かように考えております。

○安永英雄君 相当詳しく互換の問題説明いただきましたので、時間もありませんので先に進みたいと思います。

一つだけお聞きしたいんですが、外国の大学に留学をした場合の単位を生かし方ですね。この問題で私は、ちょっと期間は過ぎていますが、例えばモスクワ大学あるいはそのルムンバ、ある

いは北京大学、いわゆる社会主義国の大学との互換と、こういった点を私は現地に行つたときにも随分日本の留学生がおつて、こちらあたりにちょっと壁があるということで盛んに私は陳情を受けたこともあるんですが、外国との互換で、どうでしょう、そこは。

○政府委員(宮地眞一君) 一般的に申し上げますと、単位の互換制度そのものは、例えば先ほども申し上げましたように、国内の学部間よりもやっぱり外国へ留学した場合等の場合が活用されるケースが多いということで一般論として申し上げたわけでございます。

今御指摘のような、具体的なそれらの大学との互換でございまして、例えば手元の資料で申し上げますと、慶應大学の場合に、北京大学あるいは南京大學、山東大學等との間で単位互換制度を実施するということで実施をしているケースももちろんあるわけでございまして、先生御指摘のような形でそういう互換制度が進まないということはこれは大学の学問の国際性といえますが、そういうことから見てもあり得ないことではないかと、かように考えております。

○安永英雄君 わかりました。

次に、大学の授業期間について、従来二期制だったのを三期制にとれるようにしたというんですが、それと大学の入学時期について、学年の途中であつても学期の区分に応じて学生を入学させることができることとしたと。こういういわゆる弾力化を図られたわけですが、これは実績はどうですか。

○政府委員(宮地眞一君) 具体的に三期制をとつております大学で申し上げますと、国立の場合には、これは五十八年度の数字でございまして、公立は、九十五年度中三十三大学がございまして、公立が三十四大学中五大学、私立では三百二十八大学中二十五大学というように、全体の数から申しますと五十八年度で四百五十七大学中六十二大学というように、比較的多いのは医学部というところがあるかと思ひます。

なお、実績ということでお尋ねでございまして、学年の途中においても学期の区分に従ひ入学、卒業させることができる、制度としては学校教育法施行規則の一部改正を五十八年六月に実施をしたわけでございまして、五十八年度において、四月以外に入学した者が八大学で三百二十五人というように数字になっております。

例えば、具体的に申し上げますと、国立大学の場合では、比較的多い大学で申し上げますと、筑波大学のケースあるいは東京大学では外国人の留学生の場合が多いわけでございまして、私立大学では国際基督教大学あるいは上智大学等がございまして、これらはいずれも帰国子女でございまして、留学生等の受け入れが多いわけでございまして、そういうようなものを中心に先ほど申し上げましたような数字ぐらゐが九月入学で実施をされております。

○安永英雄君 この点、今おっしゃつたような五十一一年、改正があつたので実績はあるわけですが、ごく最近急に問題になつております九月入学ということが、臨教審の検討あたりが外に出て盛んに問い合わせがあつて、今にももう来年から九月入学になるんじゃないかという、そういううわさを、問題をまき散らした問題ですが、これは実際言うと三つの学期に分けるわけですから、一つは九月に該当するわけで、現行規定の中でも九月に入学ができるという制度はあるわけですよ、これ、これあたりの拡大を考えていつても、結構文部省も検討しておつたんじゃないかというわけにはいかぬですか、これは。これはまあ、とにかく外国から帰つてきて、途中入るときにそういう学期の区切り区切りのときに、必ずしも四月ということじゃなくて九月に入れるという枠を弾力化したという趣旨だつたと思うんですが、そういう趣旨だろうと思ひますが、おおよそ今問題になつておる九月入学とは、これは予測もされなかつたし、九月入学とこの弾力化の問題は、これは直接は結びつかないと思うんですが、この点は臨教審にもやかましくこれは言つておかにやなら

ぬ問題だと思ふんですが、文部省としては、これちよつと大臣のコメントかなんかあつたんじゃないかと思ふんだけれども、いわゆる物の考え方としては、大学以下の全学校体系を九月入学に改めるかあるいは大学のみを九月にするかというふうな分け方がみんなにわからぬものですか、一斉に小学校から大学まで九月入学というふうなことになつておるんですが、たしか大臣はこの点、大学の方の九月入学と大学以下のことと分けて考えを出されておつたような気もするんだけれども、文部省としては九月入学という問題、確かに臨教審で検討に入つてゐるわけですが、どう思ひますか。

○国務大臣(松永光吉) 大学だけを九月にして、高等学校以下を今のまゝということになりますと非常に困難な問題が起つてくると思ひます。これはどなたの目で見てもそうだと思います。

ただ、九月入学の場合には、メリットとして考えられるのは、入学試験の時期は今みたいに一月二月という日本で一番氣候の悪いときではなくあります。もう少し氣候のいいときに行われるであろう。まあ、私どもは余り氣候の悪いところで生活した経験がないものですから何でございませうけれども、北の方の人はこの一月二月というのは大変な時期だそうでありまして、その時期の入学試験というのは大学の場合、これはえらいことであろう。これが、時期が一月二月じゃなくして、もう少し氣候のいいときならば、そういう北の方の問題点は解消されるかなと。

それから、また四月入学だというと、どうしても一カ月かそこらの間に大学の選抜というのを終えてしまふにやならぬと。そうなるてきまうと、短期間の間に選抜がなされるということがありまう。もう少し、一カ月じゃなく二カ月あるいは二カ月半ぐらいの余裕があれば、受験生の側からすれば数回受けられるかもしれない。国立大学の場合には数回受験のチャンスを与えるとなれば、多少の時間的な余裕が必要であらう。そういう問題もあるかと思ひまして、まあメリ

ットはあるわけですね。しかし、同時にデメリッ
トもいろいろあるわけでありまして、これはある
意味では新聞の報道は検討された、議論がされた
ということなんでありまして、来年からというこ
とは全くないんでありますけれども、そういう誤
解が出てきたようでありまして、私も、私どもと
しては臨教審で慎重にいろんな方面から検討し
ていた上で、そして結論を出してもらいたいとい
うふうな思われ方をいたします。結論が出たなら
ば、これは尊重しなきゃならぬと、こういうふう
に思うわけでありまして、メリットもありません
デメリットもありますから、そう簡単には意見は
まとまらぬような感じがいたします。

○安永英雄君 大臣までそういうことを言われ
ると困るんです。私は、臨教審の中でどうい
うことを審議されようとも、それは私は何も言う必要は
ない。しかし、今までの委員会の席上で盛んに文
部省の仕事と臨教審との関係を私は随分聞いてき
た。そして、文部省が当然やらなきゃならぬとい
う仕事と、臨教審の結論を待つ行政がそれを尊
重してやっていくというけじめを盛んに私は聞い
てきたわけですから、私は、九月入学という
問題は、これは文部省固有の事務ですよ、そうい
った期日という問題は、今までどおり四月にする
のか九月にするか、この判断は臨教審にゆだねる
という筋合いのものではないです。それを臨教審
と同じように、いいところもある、悪いところも
ある、文部省すら今悪いところはどうか、利
点はどうか、こういう迷いに迷ったような
態度は、私はこれはやはりマスコミの責任じゃ
ないですよ。文部省の責任だと私は思っている。マ
スコミはそのとおりに報道するわけですよ。第
一、どこもこの問題について、九月の問題が話に
なったときに、きちっとした態度を持っていて
ところが一つもない。文部省が当然持つべきです。
先ほどから聞いておられますと、現行の中の、現行
制度というものをやっていると、大きな変化とい
うものがあれば、その都度実験的にやってみな
がら積み上げていくというので、四月の入学とい

うのは厳然たる現在の制度上のこれは基本です
よ。それを変えなきゃならぬかどうかという問題
は、行政の最高責任者のあなたの方でしようが
。

（理事杉山令隆君退席、委員長着席）

臨教審で討議されることはいいいですよ、それは
それはそんなこととめるわけにはいかぬ。しか
し、少なくとも臨教審と同じようなことを今答弁
されちゃ私困る。文部省としてはこう考えていま
すということをお私はどうしても聞かなきゃならぬ
と思う。

先ほどのこの弾力化という問題につきましても、
も、二学期制を三学期制にもつていたり、弾力
化をどんどんやっていったでしょう。それと同じ
ように考えていいですかね、この入学の日にと
いうのを。私は、行政という立場からいけば、大
分変わった観点から考えが出てくると思うん
です。これは、教育評論家とかいろんなことがど
んん言うなら、それは言われておつていいで
すよ。しかし、このことはもう混乱させちゃいか
ぬですよ、この九月の問題は、入学式という問題
は、入学という期日の設定は、先ほどから言われ
たように、現行の制度を守っていく、これがあな
た方の態度でしょうが。こんな弾力化とかなん
と、これは大学教育だけじゃなく、我々
が何回もやり何回もやり、少しずつ少しずつ来
て、あくまでも現行法と、現行制度というもの
にこだわっていくのがあなたたちの立場じゃない
ですか。九月の問題について、入学式の、九月入
学という問題について文部省はどう考えている
と、ええ、答えはつきりしてると私は思っただけ
でも、これはあくまでも臨教審の結論を待つて、
それに従うという態度なのか、文部省独自で九月
問題についての見解は示されたいというのか、こ
の点ははっきりしてください。

○国務大臣（松永光君） 先生御承知のとおり、臨
教審の検討事項、そして議論の内容、これらはす
べて臨教審みずから検討事項を設定され、議論を
していただくわけでありまして、文部省の方で
こういう方向は困ります、ああいう方向は困りま

すということをお言われたいはまいりません。た
だ、先ほど言いましたけれども、メリットも幾
つか考えられますが、大変なデメリットもあるわ
けでありますから、そのデメリットのことにつき
ましては、臨教審の方から意見が求められたなら
ばはつきりその問題点を申し上げるつもりであり
ますが、まだその点は来てないようでありまし
て、そういう御下問といひますか、どう考えるか
という意見は求められておりませんで、すけれど
も、意見を求められたらばこういう問題点はど
うするか十分指摘をして、そして日本の教育
界に大混乱が起ころぬようにしたいと考えており
ます。ただ、やはり現行の教育制度についてい
ろんな方面から自由な御討議を願うというの
は、我々にはこれは容認しなきゃならぬし、また十分
つてもらわなきゃならぬことだと思っております。
したがって現行制度をあくまでも断固として守
っていくのだから、現行制度の改革という改正を
伴うことは困りますというところは言うわけには
いかぬわけなんです。

○安永英雄君 私はその言えと言つてるんだ。九
月なら九月と言えと言つて、文部省の態度を
はつきり聞いておる。四月なら四月と、九月なら
九月と。ふろの中で何とやらという、そんなこと
じゃ困るんですよ。私は、これは二十五日は臨教
審の会長も来るというからその場で対決させま
すよ。臨教審の答申という問題と入学の問題は同じ
じゃないですか、レベルは臨教審と。何ら行政の
責任というのを感じてないですか。九月がいいな
ら九月がいい、四月がいいなら四月がいいと。結
論何にも検討してないんですよ。

臨教審だってこれは結論は出ないということ
でありますけれども、採決なんかして数まで決
めておるそうですが、その採決の結果九月がよろし
いと、それから聞いてやあらあなた方はこの答申
は受けられないとか、受けるのか検討に入るん
ですか。そう余り臨教審に気兼ねする必要はない
んですよ。いろんなことを任せるなら任せるでいい
けれども、これは毅然としておかにやいかぬです

よ。これ以上言つたつて、今は九月がいいと言
つたり四月がいいとか結論は言われぬでしょうけ
れども、態度だけは私は要望しておきます。これ
中で検討すべきですよ。

次に、教員資格の弾力化という問題で、これは
私もあの当時随分意見も言つたし、結構な弾力化
だったわけですが、いわゆる大学の教授、助教授
の資格について、従来、教育研究上の業績がある
というのが一つの大きな基準だったわけですが、
大学以外の分野から登用する、こういう道はない
かということ、随分あの当時やつたわけが
が、思い切つて教育研究上の業績というのを切
つて落として、専門分野に關してすぐれた知識及び
経験を有して、教育研究上の能力を有する、こ
ういふふうに認められた人はひとつ大学に迎えよう
じゃないかと。これは画期的なあの当時のこと
ですが、この点その後どうですか。あの当時は随分
新聞だねにもなつたし、これはいいことだと思
つた。ことしあたり何か信州大学ですか、が募集
したら物すごい人が集まつてきたということら
し
いんですけれども、これはなかなかいい弾力化で
あつたわけですが、その後のこの実績というの
はどういうことでしょうか。

○政府委員（高田貫一君） 制度の改正につ
きましては、先生御指摘のような形で大学設置基準の改
正をいたしたわけでございます。これは省令とし
て実施をされましたのは、本年二月に省令改正が
行われたわけでございます。具体的な大学にお
ける教員の選考なり、それぞれ各大学において、
教授会において基本的には行われるわけござい
まして、実績はどうかというお尋ねでございます
が、これから各大学が積極的にそういう姿勢で取
り組んでいただくことを私も、そして、期待を
しているわけでございます。そういう点が順次あ
らわれてくることを期待をいたしておりますが、
ただいまのところこういう形でそれが何名である
というのを御報告する内容までは至っておりま
せん。

○安永英雄君 これは反面いい弾力化であつたわ

けですけれども、反面やっぱりの当時から心配しておった点もありますね。やっぱり教育研究上の業績というのを除いたところで質の低下とかいろいろな形で、何でもかんでも入れてくりやせぬかというふうな、いわゆる一つの歯止めが要りやせぬかという、私は考え方を持っておったわけですが、これを外すにしても、そういう点は今から出てくるだろうし、今からまた検討されにやならぬと思えますけれども、これはやっぱりいいこと、やっばいこつちやというところで、やっぱり専門家というのを民間あたりからどんどん入れてくると、やっぱり業績を積み重ねた人とは違つたところも出てきますのは、いいところもあるけれども、心配な点もこれはあるので、この点あたりはやっぱり注意をする必要があるというふうに私は思います。

次に、大学院の問題について少し掘り下げて質問をしたいと思います。今まで大学院の制度の弾力化という問題でとられた措置、これをお聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(宮地貫一君) 大学院制度の弾力化についてどういふ点をとってきたかというお尋ねでございますが、一つには、大学院制度の充実に資するために、既存の大学院制度の弾力化、さらにいわゆる大学院のみを置く大学の設置を制度としては可能とするように学校教育法の改正を行いつつて制度の整備を進めてきたわけでございます。制度の弾力化としては、一つには五十年四月でございまして、大学院の設置基準の制定をし、学位規則の一部改正を行つて、修士課程の目的を上げて、高度の専門職業教育を含むというようなことにしたことが一点ございます。そして、また博士の水準を、研究者として自立し得る能力水準というふうなことにした点がございまして、

第二点としては、博士課程の修業年限を、標準五年、最長三年というふうな形で弾力的に取り扱うことにいたしました点がございまして、

そのほか独立の組織を持ちます研究科や五年以下の博士課程の設置でございまして、あるいは

研究指導、学位論文審査について、他の大学院等との協力体制ができるようにしたことなど、それから修士課程において、夜間その他特定の時間あるいは時期に教育を行うことができるようにしたことなどがございまして、

制度的な面では以上のような点を実施をしておるわけでございまして、そのほか大学院のみを置く大学や、あるいは後期三年の課程のみの博士課程の設置ができるというようなことをいたしてあります。

そこで、それらを受けまして、具体例としては、先ほども最初にお尋ねがあつたわけでございまして、六十年度には、東京農工大学と愛媛大学に設置をいたします連合農学研究科、いわゆる連合大学院でございまして、これは独立の研究科でございまして、かつ後期三年の課程のみの博士課程というふうな形で置いているわけでございまして、

○安永英雄君 博士課程において、五年を三年に下げて、そして博士課程の修了した者と、こう認めるという弾力化が行われておるわけですか。最低三年というところで博士課程の修了したのはどのくらいおられますか。ちよつとこれ私、五年を三年というのは思い切つたとかく措置でして、そして「優れた研究業績を上げた者」と、こう言うわけですから、その数はおらないとは思ふのだけれども、これはさぞぞろぞろ出てきて、また私は心配な点があるわけなので、これは実際のこの制度をやつてみて、最低三年で「優れた研究業績を上げた者」といふのはどれくらいおられますか。

○政府委員(宮地貫一君) ただいま手元に正確な資料を持ち合わせておりませんが、やや概括的なお答えになるわけでございまして、制度としては標準五年とし、最長三年としたわけでございまして、先生御指摘のように、三年で博士課程の終了という者は極めて限られた数でございまして、その数も大変少ないというぐあいに承知をしております。

○安永英雄君 今説明されました連合農学研究科

の問題ですが、これは今説明ちよつとありました「大学院は、教育上有益と認めるときは、博士課程の学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる」と、この項目で生まれてきたものですか、これ。

○政府委員(宮地貫一君) その点は直接関係をする問題ではございません。この今回の連合農学研究科でございまして、いわば、先ほども申しましたように、基幹大学を関東地区では東京農工大学を基幹大学といたしまして、参加大学として茨城大学、宇都宮大学が加わりまして、それを参加大学といたしまして、そこに基幹大学に、形としては連合農学研究科を博士課程として置くというふうなものでございまして、

○安永英雄君 そうすると、これはやっぱり新しい考え方ですけれども、これ。

○政府委員(宮地貫一君) はい、そのとおりでございまして、

○安永英雄君 そうすると、やっぱりこれは一番初めに私は大臣にもお願いしたんだけれども、どうか、これ設置法で出さなにかいぬのじやないですか、これ。私も初めてきょうもらつて面食らつておるんだけれども、今まで規制を緩め、弾力化をやつていった条項には余り入らないとすれば、これは設置法の中で、ここで審議すべき筋合いのものじゃなからうかと今思つたんですが、今から先はこうなりますよ。学校設置法ということでは、法律で出さなからぬ項目と、大学院あたりのいわゆる政令で片づける問題との区別は非常に難しいと思うんですが、どうですか、局長。

○政府委員(宮地貫一君) 具体的には、根拠条文にいたしましては、学校教育法の六十七条のただし書きにあるわけでございまして、「研究科の教育研究上必要がある場合には、当該研究科に係る入学資格を、修士の学位を有する者又は監督庁の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする」ことができる。という規定に基づいて対応しているわけでござい

まして、なお、こういう独立研究科としては、従来からもこの形は、もちろん、この連合農学研究科という形は、今回新たに置かれたものでございましてけれども、独立研究科として置かれていたものとして申し上げますと、例えばお茶の水大学の人間文化研究科、これは博士課程が五十一年に置かれております。そのほか、静岡大学の電子科学、あるいは神戸大学の文化学、自然科学研究科というふうなものが、独立の後期三年のみの博士課程として置かれていたものは、従来からはそういう形のものは置かれていたわけでございまして、

ただ、今回設置をされますものは、連合農学研究科ということで、基幹大学と参加大学とが加わつて置くという形のもの、これは全く新しい形のものでございまして、そのために、過去、五十三年度以来創設準備費を計上して、それぞれ大学で慎重に検討が加えられ、かつ文部省に置かれておりました大学院問題の調査会議等にも十分諮りまして置いているものでございまして、内容的な面については十分御審議をいただいているものでございまして、ただ、御指摘のように、国会等の御議論で、その点ももちろん私も十分御説明を申し上げるべき事柄でございまして、これは、予算事項その他について、先ほどお答えしましたような形で十分御説明は申し上げなければならぬ事柄かと、かように考えております。

○安永英雄君 最後に一つおつたところで、連合農学研究科というふうな形態は、私はいいと思つております。これはやっぱり広げていかなければならぬ、いろんな分野があると思つております。この点は、もうきょうは時間がありませんから、また機会がありまして私の方から質問しますので、皆さんの方でひとつこれ詳細に、新しい形態なものですから、説明をしていただきたいと思います。

それと、これが気にかかるんですが、修士課程の問題ですけれども、主として社会人を対象とする場合、あるいは教育上特別の必要があると思はれる場合は、夜間あるいは特定の時期、こういった

たところであるという、これは極めて、働く人とか、いろんな、もう一回勉強してみようかという人には非常にいい機会なんですから、これは実際にどうですか、実績は。

○政府委員(宮地貫一君) 修士課程における夜間等に授業を行う教育方法の特例を行っている大学でございすけれども、例えば具体的に申し上げますと、五十九年度より実施した大学で申し上げますと、国立では新潟大学の教育学研究科がございす、これは具体的に、前半の一年間はフルタイムで実施をし、後半一年間は、週一回以上定期的に通学するというような形で必要に応じ土曜日の午後なりあるいは平日の夜間、夏ないし冬の休業中にも授業あるいは研究指導を行うというような形で実施をしております、いわば社会人として職業を持てている方々が、大学を卒業した後さらに修士課程へ入ってくるというような場合に、二年間完全にフルタイムで抜けるということになります、なかなか実際上問題点があるというようなこともございまして、今申しましたような形で、いわばそういう形で弾力的な対応をしていくというところで対応しているものでございす。具体的な例としてはそのようなケースがございす。そのほか、夜間の修士課程を置く大学院としましては、これは私立でございすけれども、法政大学の大学院で人文科学研究科でございすとか、あるいは東京電機大学の大学院で理工学研究科というような形で夜間の修士課程を置く大学院も置かれていてございす。いずれにいたしまして、これらの点は、大学がこれからさらに開かれた形で対応していくための必要な措置ではないかと、かように考えているわけございまして、もちろんそのことによつて教育内容の水準なり、そういうようなものが低下してはならないことは当然でございすけれども、広く社会人等に大学院も開放されていくためには、こういう制度も活用されることが必要ではないかと、かように考えております。

○安永英雄君 大学院についてはまだまだたくさんあります、最後に大学院の問題を少し聞きたいんですが、これは大学院を設置したいというそのれぞれの当該の大学あたりで、何か大学院の看板が欲しいという、こういうところが非常に多いんです、実際いいうと、だから、教授あたりが反対しましても、いろんな学内で統一を図れないままに、大学院の設置というのには非常に魅力らしくて、大学院がうちの大学にはあるんだということが有名校につながるのか、入学志願者が入るような気持ちにさせるための、よくわかりませんが、けれどもね。実際に大学院の認可をもらって、かえって後から非常に学内で問題があるということとで騒ぎになるところを私はつい最近も知っています。特に私学が多いですね、多い。これあたりは、結局私は、文部省も悪いと思うんですが、私も、調査もよくないですね。それから、認可するとき、それじゃ教授の数がそろいますか、いや学部の方から持てきますから。とにかく何とかかんとか表面一定条件あたりを整えてはおるけれども、その結果、認可されたら各教職員も負担が、大学院を設置したことによって重労働になつてくるという、こういうところから大体後で騒ぎが起つてくるというのが今までの私の知つておるところなんです。

そこで、そういったところが大学院を設置して後で問題が起くるのは、全国的に見て大学院の質の問題は激しい落差がありますよ。これはもう激しい落差がある。とにかく、設置されてほとんどその機能を果たしてないところがあると聞いています。設置以来、とにかく博士の授与が行われていないものすらあるという、一人もおらぬという、そういうところありますかね。大学院を設置して、そしてそこから出てきた博士が一人もおらぬ、こういう大学院もあると聞いておりますよ。それから、在学者がほとんどおらない、実質的には活動が停止しておるといふ大学院を設置したところの大学もある。こういうところは非常にやっぱり問題なんだという指摘がありますよ。

入学定数に対する入学者の実数の比率というの

は大体どうなつていますか、これ。余り入つてないんじゃないですか、設置はしたものの。

○政府委員(宮地貫一君) 大学院の問題について教育研究活動が必ずしも活発に行われていない大学院があるのではないかと御指摘でございす、確かに博士課程について見ますと、在学状況について申し上げます、在学者が全くない大学院というものはございせんけれども、ただ定員の充足率が大変低いというところとはかなりあるわけございす。

五十八年度の入学率について見ますと、入学定員に対する入学者の割合が一〇%以下というものが百七十九大学院中十五大学院があるというような形で、一割弱でございすけれども、入学定員に対して一〇%以下というところもあるわけございす。

研究科別について見ますと、四百六十研究科のうち、七十九研究科がそのような状況にあるわけございす。また、御指摘のように、大学院設置以来博士の学位を授与していないものというようなものも、学年進行中の大学院を除きましても百五十九大学院中三十三大学院あるというところで、相当な数のところで博士の学位を授与していない場合もあるわけございす。いろいろな具体的な事情はそれぞれの大学院にあるかと思ひますけれども、全体として大学院の内容の充実を図るということは、これは日本の高等教育の中におきまして、今後の高等教育の質的な向上といひますか充実を図る上で大学院の内容を充実させるというところは、確かに先生御指摘のように、大変大きな一つの課題でございまして、私もその点は十分意識をし、今後の高等教育制度の充実改善に当たりましてその点は考えなきゃならぬ課題だというぐあいには考えているわけございす。

もちろん、大学院の認可に当たりましては、大学設置審議会において教員組織や施設、設備等について厳格な審査を行つて認可をされているわけございすけれども、設置された後における大

学設置審議会のアフターケアと申しますか、あるいは視学委員の指導なり助言を積極的にいうことも必要ではないかと、かように考えております。

いづれにいたしまして、大学院が置かれて、それが具体的に機能をするようなことでなければならぬことは御指摘をまつまでもないわけございす。私も、今後大学院の質的な向上、充実ということについては特に意を用いてまいりたいと、かように考えております。

○安永英雄君 確かにいろいろ皆さんの方で大学院というものについて、思い切つた改革じゃなくて、現制度の中で弾力的に対処していくという方針ですけれども、時間があれば私は思い切つた、私は大学院については文部省としては相当思い切つた改革をやらなさいと思ひます。今も局長も強調されましたように、もちろん努力はされましようけれども、私はやっぱり相当深く掘り下げた、問題点をつかんでこれをやっぱり解決しないといけないと思ひます。後でも述べますが、この大学院を出てからの問題は、この解決がないと大学院出たつてしょうがないじゃないかというところに入らない者が相当おるんですよ、これは後で触れますけれども。そういった点の改革あたりは、逆にそういう大学院を終了した後の始末というものを行政的にやっぱり解決しないとこの問題は根本的にいきませんね。これは以上で終わります。

次に、問題の、当面の対策として、大臣も先ほどおっしゃいましたように、改革というよりも私は早急に応急手当てをやらなきゃならぬという、追われた、十八歳人口の急増の問題が来年に迫つておるといふことであります、この点について、昨年も私はこの点についていろいろ質問をやりましたけれども、その後の状態等についてもお尋ねしたいと思ひます。また、大臣もかわられましたので、新しい大臣の松永大臣のこの十八歳人口対策についての基本的な考え方を伺ひたいと思ひます。

これはもう言うまでもなく、日本の高等教育、大学教育というのは私学に依存してある。私学へ過大な負担を押しつけておる。そして、その結果私学の教育水準さえ低下させるような状態も十八歳人口を迎えて予測される。やっぱり国の責任において十分な予算措置を講じて国立大学を積極的に整備していく、これはもう当然だと私は思う。それにもかかわらず、聞くところによると今進行しておる急増、急減対策の中で依然としてやっぱり国立が二、私学が八、こういう割合の分担で準備が進められておるといふふう聞いています。これは私はもう極めて残念です。昨年もこの点随分お聞きしましたけれども、まあ私ごとときが言って変わるものじゃないけれども、まあ私ごとときが言って今進行しているのは、後でもほとんど聞きましますけれども、この八、二という割合というものはあくまでも堅持していくという実に私にとりましては情けない進行が進められておるといふふう聞いています。文部省の方でしよつちゅう根拠になさるの、高等教育計画をつくった審議会のあの結論を盛んに言われるんですけども、あそこを私は何回読み直しても二、八にせよとは書いてない。ところが、あなた方は二、八に持つていこう持つていこうとする、結果がそうなりましてじや私はいかぬのです。結果がそうじやなくて、初めから二、八やつておるでしょう。後から一つ一つ聞きます、これは。今は大臣に聞きたいと思う。

私立依存の体質から脱却するということは盛んに言われますけれども、この点について私は、急増対策のこの時期こそ国立の大学というものを充実させていかなきゃならぬ。先ほども言いましたように、ここの設置法の内容は鹿児島に一つつくるといふだけ、たった一つ、国立大学でふえるのは。これも逆に計算していけば二の中に入っておると思うんですよ。私は。私はこういふことじやいかぬと思うんですよ、努力をせにや、やっぱり。この点ひとつ大臣、どうでしょうかね、二、八というこの比率というのは、やっぱり二の方が

三になり四になりという。私なんかは五、五というところまで持つていかなきゃならぬと思う。これは財政上の問題とか何とか言われましようけれども、財政上の問題じやないんです。これは。私は、これは財政があつたつて伝統ある文部省のこの考え方というのは変わらないうと思う。大臣、ひとつ破つてみませんか、これ、三、七でも結構、こういう努力をしませんか。

○国務大臣(松永光君) これは私、政治家としてお答えするわけでありまして、文部省の局長以下役人の人は国立をふやしたいという気持ちがありやせぬかと思うんですが、私は国立も大事だが私立も極めて大事であるというふう考えておる一人なんです。諸外国の例等を見ますと、国立が相当大きなウェイトを占めているところもありまして、アメリカあたりはむしろ私立大学が大変大きなウェイトを占めているところもあると実はあります。

我が国の場合を見ますと、先生も御承知のとおり昭和三十年ごろまでは国立の占める分野が非常に大きゅうございました。しかし、その後十八歳人口が急増してまいりまして、そしてまた大学で学びたいという若者もふえてまいりました。それに実は国立の方は必ずしも的確に対応できなかったというところもありまして、私立の方が大学進学希望者を相当受け入れてきた。その結果として、昭和三十年、大学進学率が一〇%であったものが、現在、短大を含めまして一〇%と三五%を超える、こうなつてきたわけでありまして、この間に私学の果たした役割は極めて大きいといふふうに私は評価しておるわけでありまして。

将来の方向であります、これは八、二ということをおぼろしく考へておるわけではないのでありまして、今までの私学関係者の大変な努力とその成果、一方においては、現在の国の財政状況等を考えますと、国立の方も財政の許す範囲内で充実をしていかなければならぬ。特に私学ではなかなかやりがたい分野がありますね。そういう分野、そしてまた、地域的に考えましても、そう

いう私立ではなかなか対応しがい分野等につきましては、これは国立が相当頑張つていかなきゃならぬと思ひますが、同時にまた、教育に極めて熱心な民間の教育関係者の活力を活用するということも、我が国の教育水準を低下させないでさらに向上発展させる上では極めて大事であるといふふうに思つておるわけでございます。

なお、私立大学というのは、先生、私も同じ認識だと思ひますけれども、いい大学もあればそれほどでもない大学もあるわけでありまして、できる限り、いわゆるいいと言われる大学、これが拡大していくことが望ましいわけでありまして、国立にひけをとらない私立の大学がたくさんあるわけでありまして。世界的にも、日本の大学の百の中で一番いいと言われる大学は某私立大学のある学部だと言われているぐらいなんです。まして、むしろ私立でも大変いいものがあるわけでありまして、それぞれ特色を発揮しながら、またそれぞれ努力をしていただきたまひまして、この十八歳人口の急増に備えなやならぬといふふうに思つておるわけでございます。

○安永英雄君 後でこの点は申し上げますけれども、私学の方は悲鳴を上げておるんですよ、それは。特に私が今質問しているのは、六十一年から始まります急増と急減といふ問題に限つて質問をしていくんですが、その際に、国が私学に押しつけていくようなことはこれはだめなんですよ。これは後で申し上げます。

そうすると、恒常的な定員の増の四万二千は、国立と私立の比率は二、八じゃなくて三、七か四、六、こういうことぐらひはやらなきゃならぬのじやないか、こういう国立大学の割合を高めて整備していくといふこの際の考え方はないのですか、局長。

○政府委員(宮地貞一君) 前回にも先生からその点についてお尋ねをいただいたわけでございます。表現としては抽象的な表現で、設置者別の目的については、近年における設置者別の入学定員の割合及びその拡充の動向等を勘案しながら整備

を進めることが考えられるといふような抽象的な表現で言われているわけでございます。

お尋ねのたたいま御指摘の点は、恒常的な定員増についてどう対応するのか、そこについては、国立について相当積極的な整備をすべきではないかというお尋ねでございますけれども、この点については、私もそれと現在国立大学の整備の状況その他全体的な状況の中で対応をしていかなければならない事柄でございますので、国立大学の整備について申せば、近年確かに基本的には財政状況の非常な厳しさというふうなこともありまして、国立大学が全体的に大変抑制ぎみに対応してきておるといふのも現実でございます。

これからの対応として、もう少し国立の方でしつかりやれといふ御鞭撻をいただいているかと思つたわけでございまして、それらの点についてでは、真に必要なものについては、そういうことで対応していくということとは、これは文部行政を所管しております私どもとしては当然そういう姿勢で臨まなければならぬことかと思ひますけれども、いづれにいたしましてもそれらについては、個々の大学の準備状況でございますとか、全体的な準備状況も見た上で対応していかなければならないわけでございます。先生からそういう、特に国立についてしつかりやれというお話のありましたことは、十分私どもも念頭に置いて今後の対応をしなければならぬかと思つておりますけれども、それらの点については、さらに六十二年以降具体的な状況が出てまいりました際に対応してまいりたい、かように考えております。

○安永英雄君 大臣からお聞きしたいところですが、これは、これは相当頑張らぬと、臨調の答申とか、これに新設、増設まかりならぬという抑制をかけられて、それを破らないとあなたは今の私の約束を果たせぬのだから、それぐらひの決意がなければ私はいかぬと思うんですよ。これは後で申し上げます。

そこで、臨時定員増のうちの国立大学への割り当てが約八千ですが、これは予算要求のために基

礎資料として各大学の受け入れ可能数を調査されましたね、これが一つ問題なんだと思いますが、この集計の結果というのをできるだけ詳細にひとつ報告していただきたい。

○政府委員(宮地實一君) 先に昨年六月に御指摘の高等教育の計画的整備についての報告をいただきましたが、それに先ほど申し上げましたような抽象的な表現でございまして、設置者別の入学定員の割合及びその拡充の動向を勘案しながら整備を進めるといふような考え方で、現在の国公私立大学別の入学定員数で臨時増募、期間を限った定員増の場合でございまして、それを案分することを前提に国立大学では約八千人程度を当面の一応の目安というところで整備をしていくというように考え方で、昨年一月に関係の国立大学に対して受け入れの可能見込み数を調査をしましたところ、約八千人の増募については可能な見込みであるという調査結果をもらったわけでございまして、さらに本年三月でございまして、本年三月、より具体的な計画について再調査を行いました、この数字は近く各大学から報告をいただくことになっておりますが、近くまとまることになっております。昨年の調査に比しまして本年の調査では、特に私どもとしては、具体的に現在の施設設備等を活用するといふことは前回と同様でございまして、教官定員の対応としては、昨年はその辺が大変抽象的であいまいでありましたが、本年も、本年度数字をとっておりますもので申し上げますと、教官定員については完成時では、一般教育担当教員についてはやはり入学定員二十人について一人を措置するといふようなこと、あるいは専門教育担当教員についてもそれぞれ必要数を措置するといふような前提で対応するといふこと、なるかといふような形で、改めて数字をとり直すことにいたしておるわけでございまして、恐らく昨年はそれらの点が大変必ずしも十分でなかったこともございまして、それを、特に教官定員の措置を考えるといふような前提で臨時、期間を限った定員増を考えるといふようなこと、これは来

とでございまして、これは各国立大学でもその点については具体的に、積極的に対応できるというように数字が出てまいるかと思っております。なお、本年とっております数字についてはまだ集計に至っておりませんので、近くその数字がまとまることになっていくわけでございまして、
○安永英雄君 そうすると、見通しとしてはほぼ大体達成できるというふうな考えでよろしいですか。
○政府委員(宮地實一君) 私どもとしてはその数字は達成できるのではないかと、かように考えております。

○安永英雄君 六十年度の予算で三百七人の定員増を予定してあります。その中に百二十人の臨時定員増を織り込んでおるわけであります。六十年度以降の計画実施のこれは一応先取りという形の心意気が見えるようでございますけれども、その内容はどうかでございますか。
○政府委員(宮地實一君) 六十年度では新しい計画のいわば前年に当たるわけでございまして、私どもとしては、特に国立大学が積極的に期間を限った定員増について対応するためには、特に教官の定員措置についてどうなるかということが各大学で具体的ににならないとやはり取り組めないといふふうなこともございまして、私どもとしてはいわば六十一年度以降の前取り、先取りと申しますか、そういうような形で対応したわけでございまして、具体的には東京工業大学の工学部で四十二人、長岡技術科学大学の工学部で三十人、豊橋技術科学大学の工学部で三十人というように臨時増募の定員を、これは入学定員でございまして、これを入学定員でございまして、六十年度においては各大学に一般教育教員を各一名ずつ措置をいたしたわけでございまして、今後の整備数について申し上げますと、教育の負担等を考慮しながらそれらの点は関係省庁ともなお詰めてまいらなければならない点があるわけでございまして、私どもとしては六十一年度以降の

期間を限った定員増について対応として遺憾のないような措置を考えてまいりたいと思っております。

なお、そのほかの例えば学生当りの積算校費とか教官当たり積算校費、研究旅費、設備費、講師等の旅費は通常の学生定員増と同じような措置を講じているところでございまして、
○安永英雄君 とにかく相当厳しくギユウギユウ言わしておるそうですね。とにかく各大学苦勞していますよ、現有の施設、定員枠を有効利用しては行き出せというんですからね。それはギユウギユウ言っているし、これに逆らうと予算その他の問題がやられますからね。それであなたは自信持って先ほど大体充足できる、達成できると、こういうことでございまして、これはやはり文部省としては各大学の回答をよく見るべきです。教育研究に支障はないかどうか、そういう内容が出てきたものから感じられれば、むしろやっぱりこれは受けられないというくらい、絶対に大学に無理させぬといふことは、これは約束できますか。ひどい言い方です。出てきたものをこう書類で見てもその苦心の裏を見ない。このところで逆らってこれだけ割り当てられた人間入れぬといふことになれば、またほかの予算でやらせぬかと、まあ、ここあたりは文部省の常套手段なだけども、それでやっぱり出てくる。その書面見て、これで受け合いますよ、こう言ったつてとてもできる話じゃないやないかといふのがわかったら、何ふざけたことを言うんだ、こういう申請は受けられないと突つ返すぐらゐのやっぱり態度でやらないとかわいそうですよ、これ。そういうものは絶対に大学には無理はさせぬといふことは約束できますか。

○政府委員(宮地實一君) 期間を限った定員増の対応の問題について既存の大学でそれぞれ対応していたかなければならない課題でございまして、私どももやっぱりそれぞれの大学と増員を図るに当たっては各大学の事情その他を十分聞いた上で具体的に詰めてまいらなければならないのは基本的な考え方でございます。

本的に考えているわけでございまして。したがって、お話しのように、全く大学側に受け入れる対応については、そういうようなものがないところについてそれを強引に押し込むというような対応はもちろんです。これはございまして。ただ、基本的には教官定員の措置などについては先ほど申し上げたようなことで対応するわけでございまして、やはり期間を限った定員増の問題である以上は、各大学等においてもいろいろ施設の活用その他の点について工夫、改善といひますか、そういうような点で努力を願う点はやはり各大学にも積極的な努力をお願いすることは私どもとしてもぜひお願いしたいと、かように考えております。しかしながら、先生御指摘のような、それを強制してできるものでは、もちろんこれは教育の場でございまして、できるものでもございまして、十分各大学側とその辺については協議を調えた上で対応してまいらなければならないというのが基本的な考え方でございます。

○安永英雄君 私はある程度国立大学の文部省から言われて出しているその実態も知っていますけど、ここで先ほど、何回も繰り返すようにですけど、大臣、やっぱり八千人というのをこれ一万にしても大分違うんですよ。ここで一番驚かして大学の方を、鹿児島大学の大学だけじゃなくてもう少し新設でもしたり、この際この点が、きょうは国立学校の設置法ですから私学に余り私は質問をしないと思っているんですけども、これは裏表の関係なんです。私学と。これが一万人になって二千人ふえたら私学の方は随分助かってくる、随分やっぱり変わってくるんですが、この八千人といふ、あるいは八千と言われているところもあるんですけれども、この数字を固定して考えられることはできない、無理も出てくるです。これはどうですかね、先ほど繰り返すようにですけども、思い切って大臣、もう来年からのことですが、国立の方に八千人ぎゅうぎゅう押し込んで二千人という形は無理ですから、もう少し設置を広げていくという考え方がないですか。これは来

年に間に合う。今度の七月の概算要求の中に国立大学の設置でどうかへ一つつくつたらどうですか。この点どうでしょうか、ここで念を押しておきます。

○政府委員(宮地貫一君) 具体的に六十一年度の概算要求で各大学からどういふような要求が出てまいりますか、それを受けまして、私どもとしては全体的に大変厳しい財政状況の中で国立大学予算全体を取りまとめたい作業はこれから始まるわけでございます。具体的な概算要求の状況を踏まえた上で対応をしてみたいかなければならない課題であるかと思っております。

おっしゃる御趣旨は、期間を限った定員増の方じゃなくて恒常的な定員増の方で国立大学の方でもっと積極的にやれと、先ほど先生御指摘のようなことが基本にあるかと思っておりますけれども、現実問題としてその点については今の席でこういう対応をできるということはちょっとお答えがしにくいわけでございますが、お気持ちは十分先ほど伺っております、そういう精神が必要だということについては私どもも十分体して臨みたい、かように考えております。

○安永英雄君 大臣にお答え願いたかったわけですが、大体歴代の大臣、任期中に全力を挙げてやらなければならぬのが一つか二つありまして、大抵仕上げておられます。放送大学だつてあれだけ反対したんだけれどもやりまして、筑波大学だつて、どの大臣だか知りませんが、坂田さんですか、やりまして、森さんだつてとうとうあれだけ反対しましたけれども臨教審つくつちやうた。私は大臣の腕の見せどころというのは、来年から始まる学生の急増期における国立大学、私立大学の援助、これの対策についての予算というのをとれるかといふことが、これは私は松永大臣の政治生命をかけてやってもならなければならぬ問題だと思ふ、臨教審も発足してこの問題に取り組んでおられるわけですから、後で申し上げようと思つたんですけれども、ぜひひとつそういった気持ちでやつてもらふと、まだ間に合う

んです、来年ですから。段階的に行くわけで、六十七年まで行くわけですから。これは私、できなければ毎年毎年やります。

そこで、約八千人の臨時定員増を実施する場合に、これは大きな問題になりますのが教員の不足ということでありまして。非常勤講師採用などで対応をいろいろしていただくと思いますが、おおよそ何人の補充が必要と見込まれておりますか。

○政府委員(宮地貫一君) 具体的措置は六十一年度以降になるわけでございまして、概算要求として取りまとめをこれからやる時期になるわけでございまして、関係省庁と折衝をし、そして対応をしていくことになるわけでございまして。したがって、確定的なことを今この時点では申し上げにくいわけでございまして、仮に期間を限った定員増について考えますと、人文、社会系で申し上げようすと、一般教育担当教員を先ほど申し上げたように二十人に一人というように対応するにすれば、基礎になる数字を仮に八千人と置けば四百人増をする必要である、その場合の専門教育担当の教員としては、やはり八百人が必要になるという数字になるわけでございまして。もちろん、自然科学系の場合でございまして、専門教育担当教員の数をより手厚くすることが必要になるという数字になるわけでございまして。

私どもとしては、これらの定員については、定員増もなかなか厳しい状況でございまして、今後の折衝になるわけでございすけれども、一つの目安としては、先ほど申し上げました六十一年度において一応三大学について百二人対応しましたことが一つのいわば目安になるわけでございまして、全体的に期間を限った定員増については、先ほどのような前提で申し上げれば、以上のような教員定員を要するということになるわけでございす。

○安永英雄君 この臨時の定員増に伴いまして、給与費はもちろん、教員、学生当たりの校費、これは当然大幅にふえてくると思ひますが、ことし

の予算、これを基準としまして算定した場合にはどれほどの予算増となるわけですか。

○政府委員(宮地貫一君) 今後の期間を限った定員増の場合に伴う国立大学教員の給与費あるいは校費についての積算がどういふお尋ねでございすか、先ほどお答え申し上げましたような非常に厳しい現在の財政状況の問題でございまして、正確に見積もることはなかなか困難でございす。

そこで、仮の試算といひますか、一定の想定のもとに試算を行つてまいりますと、先ほど来の約八千人程度の対応が必要となります場合の基礎となる数字としては、昭和五十七年度の国立学校特別会計の決算等をもとにいたしまして、医学部、歯学部を除いた学生一人当たりの経費、いわば経常的な経費でございまして、それを出しますと、概算学生一人当たり約百五十万という数字になつております。その額を基礎にいたしまして、昭和六十七年度における期間を限った定員増分全体で、入学定員の八千人の四年分というふうなことで試算をしますと、所要額が四百八十億になるという数字になるわけでございす。

○安永英雄君 各国立大学の受け入れ可能数が目標に達した、こう言ひましても、結局、今でも専門分野あるいは地域、それから立地条件、これでも現在でも欠員があるんです。これはもう質問するに長くなりますのでこれは聞きませんけれども、相当あるんですね。だから、これは今の割り当てをやりまして、あいているところは依然としてあくわけですよ。何にもならない。この点の配慮は現在の申請を受け付けながらどういふような指導をされておりますか。

○政府委員(宮地貫一君) あるいはお尋ねの点を的確に把握していない点があつたらお許しをいたしたいと思ひますが、現在の国立大学の専門分野別、地域別、それぞれ国立大学の整備は全体的にそういうような点も勘案しまして対応してきておられるわけでございまして、入学定員で申し

と、現在は入学定員の面では、基本的には国立大学は欠員を生じないような形で対応してきておりまして、夜間の学部においては若干欠員があるという状況でございすけれども、昼間の学部、学生について申し上げますと、基本的には入学定員の学生について申せば欠員はないというのが基本でございす。あるいはその点は御質問に対する的確な答えではないかとも思ひますが、基本的には国立大学の状況は以上でございす。

○安永英雄君 これはもう少し詳しく私も知つていますし、あるんですよ。ここであるとかないとか言つたつてしょうがない。恒常定員の四万二千、そのうち国立が二割ということであくまでもやれば、やつぱり八千人、学部、学科の増設などで受け皿つくりなきやならぬ。期間を限ったいわゆる定員増、これを合わせますと一万六千ですか。以上の定員増について六十七年度までにそれだけの年次計画、どういふふうにしてふやしていくのか、概略、これは概略でいいです、説明していただきたい。

○政府委員(宮地貫一君) 先ほど申し上げたわけでございますけれども、恒常的な定員増に対応する国立大学での整備という問題について申し上げますと、これは、それぞれ個々の大学の概算要求というものが具体的に出てまいりまして、それを受けてどう対応するかということでございます。恒常的な定員増についてはその点を明確に現時点では御説明を申し上げるだけの材料を持ち合わせていないわけでございす。期間を限った定員増については国立大学での対応をどうするかという問題でございすけれども、先ほど申し上げましたように、個別の大学の計画を再度調査をいたしております、現在それを、近く集計ができるわけでございす、これは基本的には六十七年度まででございすけれども、均等に年次で割るということでは、これは実際に意味がないわけでございまして、むしろ計画の前半に積極的にそれらの対応をしていくことが必要で

あろうかと思っております。したがって、期間を
限った定員増の措置としては、私どもとしては六
十七年度までの計画の中であるだけ前半の方に積
極的に対応するような形で各大学とも折衝いたし
たいということで考えております。具体的にそれ
を年次割りでどうかというようにご意見をいただ
き、申し上げるだけの身は持っておりますが、期
間を限った定員増については、ただいま御説明申
し上げたような方針で積極的に取り組んでまい
ることが必要ではないかと、かように考えておりま
す。

○安永英雄君 何だか準備が遅いようですね。
私、今から大臣に要望がたふさんあるんだけれど
も、大臣がいろいろ折衝されるにしても、私が今
聞いたくらいはデータというのを持っておかない
とどうにもならぬのじゃないですか。どうも私
は、計数だつてびちつともう基礎を決めて、あの
計数、増が変わるうとは考えられない。

大臣に申し上げますが、現在進行しております
高等教育計画、これは前期五十一年から五十五年
まで、後期五十六年から六十年まで、こういう
緻密にびちつと、例えば国立大学については年間
二千人の定員増がびちつと予定されて、その都度
進むようになっていくけれどもそれが進んでいな
い。さあ今から、来年からなんです。とにかく
大学設置審議会の長期計画というのは、国の財政
事情、臨調、ここあたりが新増設は極力抑制制
と、これにびたつと従っていくのですから、ず
たずたにされてしまつておるんですよ、この計画
は、今まで。この情勢が六十一以降ずっと私は
好転するとは考えられない。国立学校特別会計の
推移を見ましても、一般会計からの繰り入れ割合
はどんどんどんどん毎年落ち込んでいっておるん
ですよ。だから私は大臣にお願いしたんですけれ
ども、今の計画ですね、文部省が持つておる計
画、これをよくつかんで、財政需要について当然
総理や大蔵大臣、ここあたりと接触あるわけ
ですから、協議されましたかどうかを聞きたい。
これだけの当面の重要な問題について、こ

れはこういうことを話をしよらないと、毎年毎年
行革の枠内でしたつてだんだん減つていくばかり
ですよ。今の計画、六十七年度までの計画なんとい
うのは皆目立たないのはこです。局長が出せ
ないのもそこなんです。相当長期の間の今の大
学の急増急減に対する考え方というのを総理や
大蔵や、そこあたりとびちつと押さえておい
て、来年はどうだ、再来年はどうだということじ
やなくて、ある程度の期間に、はつきりしてお
るの六十七年度まで、この期間の財政需要額、こ
ういったものについてびちつと約束をして、どん
なことがあるうともこれだけは変わらないという、
こういう動きを大臣にしてみらなかならぬわ
けです。その点大臣どうですか。

○国務大臣(松永光吉) 先生もよく御承知のよう
に、国の財政事情が極めて厳しいということがご
ざいまして、臨調からいろいろ意見が出ておるわ
けでありますけれども、私どもとしては、教育研
究上真に必要なものについては、これは予算を確
保して、そして整備を進めていかなきゃならぬ
と、そう思つておるわけでありまして。ただ、六十
七年度までが急増でその後が急減という事態がある
わけでありまして、具体的な方策が言えれば、
私は新たに一つ国立大学をつくるなどというの
は大変時間がかかることでもありますので、まず
第一にやるべきことは、既に調査費、準備調査等
ついてはやるものにつまましては着実にそれを現実
化する、これが第一に必要なことだと思いま
す。それを踏まえながら、同時に必要なものにつ
いての計画を立てて、そして予算を確保していく
というのが現実的なやり方である、そういう考
え方で全力を挙げている問題とは取り組んでまい
りたい、こう考えておるわけでございます。
○安永英雄君 今はずきりおつちやつて私も落胆
しておるだけけれども、新しくつくるなんという
ことはできるものかというふうなことを、今から
大事な質問を私はしようと思つたら出ばなくじか
れちゃつて、もう時間がありませんので、九州工
業大学の新しい学部を設置してもらいたいという

その問題を今からやろうと——ふくらますのはと
てもじやないかというふうなことで、これはひと
つ頑張つてもらわなかならぬのです。情ないで
すよ。時間もありませんけれどもね、これは私の
近くの問題なんですけれども、きょうの、私は設
置法の、鹿児島だけじゃなくて、もう一回欄をつ
くられて、福岡県の九州工業大学に学部を設置す
るといふのが出るかと思つたら、たつた一つなん
だ。この点は、もうこれは陳情になるかもしれ
ぬけれども、これは長い間の懸案なんです。こ
れはもう、大臣、御存じないかもしれぬけれど
も、技術大学をまずここに誘致しようということ
で、広い土地でもう随分十年前のことですけれ
ども、敷地をやり、産炭地の跡の新しい産業を興
し、そして、その中心に工業系の学校を置くとい
うことで地元も非常に張り切つたんですけれ
ども、これがいろいろ関係でできなくて、私に言
わせると、あの当時文部省の方であつた時の大
臣、それから大学局長あたりと私は会つて話した
ときに、私に言わせると、技術大学はもうちよつ
と今のところ難しいから九州工業大学の一部をこ
こに持つてくることで何とか了承してくれぬか
という話だつたんで、実際は、そこで今、九州
工業大学の学部の設置について申請を出してもう
久しい。私は率直に聞きますけれども、これが何
で実現しないのか。もうはつきり言つて創設準備
費もつていただいておりますし、地元の方やら
全学挙げて非常に希望を持つておるんです
けれども、ここの設置法の中には残念ながら載
らなかつた。あと残るは九月、概算要求の中に
も少なくともこれは入れてもらつて、来年は実現
してもらわなならぬと張り切つておるわけでは
ないけれども、先ほど出鼻をくじかれたのですけれ
ども、どういふことですか、もたもたしておるの
は、どこに理由があるんです。

○政府委員(宮地貫一君) 確かに御指摘のよう
に、技術科学大学構想というふうなことで当初お
話があつたわけでございますけれども、当時は豊
橋と長岡の二つの技術科学大学をつくつて、当面

はそれらの整備、両大学の整備に重点を置いて、
それ以外の技術科学大学の創設については自分の
間見合わせるというふうな形で推移してきた経緯
も確かに御指摘のとおりあるわけでございます。
そこで、御案内のとおり、九州工業大学におい
てかねてから工学教育のあり方について検討する
構想がございましたので、九州工業大学に調査経
費を措置をして、順次構想を練つてきたというの
が今日までの経過でございます。具体的な構想
が実際に具体化していくためにはいろいろ検討を
要する課題もございまして、それらの構想の、何
といひますか、成熟度でございますとか、あるい
はまた、今日まで事実大蔵財政状況が厳しいとい
うようなこともあつて、その点が必ずしも当初予
期をいたしておりましたとおりに進んでいない
というのことは事実でございます。私どもとしては創
設準備費を計上して、かねて対応している点でござ
いますので、それらの点については今後六十一年
年度以降の課題ではないかと、かように考えてお
ります。

○安永英雄君 六十一年度以降、非常に局長もそ
う言つていただいておりますので、ぜひひとつこ
れの実現を図つていただきたい。今こで六十一
年の何年にやりますかというところは言えないに
して、前向きな発言をいただけたので、これは
大いに期待をしておきたいと思つてます。
ただ、ちよつとお聞きしたいのは、情報工学部
を持つてくると、これを設置するということがす
けれども、いわゆる学科の五学科、この中の成熟
度というよりも、学内の検討あたりで学科の問題
で何かもう少しこういうふうなやれというふうな
ところがあれば教えていただきたいと思つて
ます。数理情報学科、電子情報学科、計測システム
工学、それから設計生産システム工学、それから
生物システム工学、これが一応学内で統一して
ひこういふ情報工学部をつくりたいというふう
に考えておられて、三百四十名ぐらいの定数を入
れたいというふうな考え方がありますが、何かこ
らあたりでおたくの方で申請が出ていて、こ

だ、ここらはどうだということでもう少し検討を要して早急に結論を持つていこうというふうなことで、学部の方で検討するような問題がありますか。

問題は先ほどおっしゃった予算の云々というふうな問題とかいうことですが、成熟度ということをおっしゃったことですが、成熟度というところでは、この九州工業大学の中でまだこういうところは検討しなきゃならぬ。そうしないとなかなかこれは進めないぞという、そういうところがあつたらひとつ御指摘願つて、私どももその解消に当たりたいというふうに思いますが、遠慮なくひとつおっしゃっていただきたい。

○政府委員(宮地貫一君) 学科の構成については、先生御指摘のような形で学内で検討されているというぐあいには私も同つておるわけでございます。学科構成については基本的にはそういう社会的な需要というふうなことも考えればそういうようなものではなからうかと思つておりますが、例えば生物システム工学科というふうなものなどについては、その内容についてなお十分検討を要する点もあるのではなからうかというふうなことが実務的にはあるわけでございます。それらの点は大学側と私どもの方でも過去既に創設準備費が計上されてもう相当の年数にもなつておるわけでございます。内容の詰めは急ぎたいと、かように考えております。

それからもう一点は、一般教育をどちらで実施をするかというところですが、これが相当なやり今後の学部構成の上でもやっぱり基本的な一つの問題点でございます。私どもとしてもなるだけ大学側の希望というものを積極的に受け入れるような形で対応しなければいけないと思つておりますが、既設の工学部で戸畑地区で一般教育及び専門教育をやっているというふうな関連もあるわけでございます。一般教育の実施場所をどうするかというところなどが一つの問題点といたうことかと思ひます。

○安永英雄君 細かいことですが、今おつ

しやうた一般教育の場所です。これはこれを進めていつて実現していく上で飯塚にいくのか今の戸畑でいくのか、そういったことはそう余り基本的な問題にならないわけで、大学の方に任せ願うというふうな受けとつてよろしうございませうか。

○政府委員(宮地貫一君) 全体の教員構成の上で、やはり具体的にどう対応するかというふうな問題も出てまいりますので、私どもとしてはよく大学側とも十分その辺は御相談を十分詰めていただきたと、かように考えております。

○安永英雄君 この問題は、先ほどいろいろな臨調、行革の関係、予算の問題というふうなことをいろいろ聞きましていただけたけれども、ぜひともひとつ大臣におきまして、九州工業大学の問題は、今も局長がおつしやうたように、六十一年あたりからこの問題については取り組んでいくという話もございませうが、一言ひとつ大臣の御意見を承りたいと思ひます。

○国務大臣(松永光君) 先ほどもちよつと申し上げましたが、もう無のところから準備を進めていつて、そして実際に大学をつくることなれば、これは先生の御苦勞なされた例でもわかりますように、五年、七年たつてしまつてありまして、今からでは六十七年の急増期に間に合ふぬということがございませうので、先ほど申し上げたように、準備調査費とか創設準備費とかそういった経費のついたような分野についていろいろな検討を進めて、そして対応していくことの方が現実的である、こういうふうな申し上げたわけでありませう。

先生の御指摘のやつはその中に入つていられる分でございますから、出ばなをくじいた気持ちにはさらさらないんでありまして、こういうたものをやはり真剣に検討していつて実現するのが現実的ではないか、こういう私の考え方を申し上げたわけでありませうが、ございませうので、財政は厳しゅうございませうけれども、創設準備費がついていられるといたうこの事業でございませうので、真剣に検討してまいりたい、こう考えておるわけでございます。

○安永英雄君 終わります。

○委員長(眞鍋賢二君) 本日の質疑はこの程度といたします。

○委員長(眞鍋賢二君) 次に、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。教育、文化及び学術に関する調査のうち、臨時教育審議会における審議状況に関する件について、来る二十五日の委員会に、臨時教育審議会会長岡本道雄君及び会長代理石川忠雄君を参考人とし出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(眞鍋賢二君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

午後四時三十三分散会

四月十九日日本委員会に左の案件が付託された。

一、車いす重度身体障害者の学校教育改善に関する請願(第三五五八号)

一、障害児教育の充実に関する請願(第三六七六号)

一、租税教育の推進に関する請願(第三七四八号)

一、車いす重度身体障害者の学校教育改善に関する請願(第三九一六号)

一、四十人学級実現等に関する請願(第四〇四六号)

一、車いす重度身体障害者の学校教育改善に関する請願(第四一〇六号)(第四一〇七号)(第四一〇八号)

一、教育・研究予算の増額と教職員の増員等に関する請願(第四一五八号)

一、車いす重度身体障害者の学校教育改善に関する請願(第四二二七号)

第三五五八号 昭和六十年四月五日受理

車いす重度身体障害者の学校教育改善に関する請願

請願者 長崎県佐世保市瀬戸越町二五全国盲ろう者連合会会長崎県支部内安富浩

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。

第三六七六号 昭和六十年四月五日受理

障害児教育の充実に関する請願

請願者 大阪府富田林市甲田一六五 南光輝彦 外九十九名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第二九四八号と同じである。

第三七四八号 昭和六十年四月八日受理

租税教育の推進に関する請願

請願者 名古屋市中区菊井二ノ三ノ三内藤壽恵夫 外三十九名

紹介議員 井上 計君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第三九一六号 昭和六十年四月九日受理

車いす重度身体障害者の学校教育改善に関する請願

請願者 岩手県胆沢郡金ヶ崎町三ヶ尻六本松三六ノ三全国盲ろう者連合会岩手支部内 鈴木伸也

紹介議員 増田 盛君

この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。

第四〇四六号 昭和六十年四月十日受理

四十人学級実現等に関する請願

請願者 東京都江東区東砂七ノ二三 鈴木久雄 外千名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第一七三七号と同じである。

第四一〇六号 昭和六十年四月十日受理

車いす重度身体障害者の学校教育改善に関する請願

請願者 鳥取県米子市西三柳二、七四五ノ三 西郷国伸
紹介議員 西村 尚治君

この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。

第四一〇七号 昭和六十年四月十日受理

車いす重度身体障害者の学校教育改善に関する請願

請願者 北海道釧路市奥津五ノ二一ノ一九 門脇東
紹介議員 岩本 政光君

この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。

第四一〇八号 昭和六十年四月十日受理

車いす重度身体障害者の学校教育改善に関する請願

請願者 新潟県中蒲原郡村松町下戸倉一、一一三 全国育能損傷者連合会新潟県支部内 亀山丈一
紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。

第四一五八号 昭和六十年四月十日受理

教育・研究予算の増額と教職員の増員等に関する請願

請願者 岐阜市長良真生町一ノ二八 中村 泰子 外千五百六十八名
紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第三〇八号と同じである。

第四二二七号 昭和六十年四月十一日受理

車いす重度身体障害者の学校教育改善に関する請願

請願者 北海道美幌市東六条北三丁目 山上進之丞
紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。

第六部 文教委員会会議録第七号 昭和六十年四月二十三日【参議院】

四月二十日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、国立学校設置法の一部を改正する法律案
二、著作権法の一部を改正する法律案

国立学校設置法の一部を改正する法律案

国立学校設置法の一部を改正する法律案

国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第三条の三第二項の表熊本大学医療技術短期大学部の項に次のように加える。

鹿児島大学医療技術短期大学部 鹿児島県 鹿児島大学

附則第三項中「一万八千八百十二人」を「一万九千三百四十一人」に改める。

附則 この法律中附則第三項の改正規定は昭和六十年四月一日から、第三条の三第二項の改正規定は同年十月一日から施行する。

著作権法の一部を改正する法律案
著作権法の一部を改正する法律案
著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七十八条」を「第七十八条の二」に改める。

第二条第一項第十号の次に次の一号を加える。

十の二 プログラム 電子計算機を機能させて一の結果を得ることができるようこれに対する指令を組み合わせたものとして表現したものを含む。

第十条に次の一項を加える。

九 プログラムの著作物
第十条に次の一項を加える。

3 第一項第九号に掲げる著作物に対するこの法律による保護は、その著作物を作成するために用いるプログラム言語、規約及び解法に及ばない。

い。この場合において、これらの用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

一 プログラム言語 プログラムを表現する手段としての文字その他の記号及びその体系をいう。

二 規約 特定のプログラムにおける前号のプログラム言語の用法についての特別の約束をいう。

三 解法 プログラムにおける電子計算機に対する指令の組合せの方法をいう。

第十五条の見出し中「法人等の著作名義の」を「職務上作成する」に改め、同条中「著作物」の下に「プログラムの著作物を除く」を加え、同条に次の一項を加える。

2 法人等の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成するプログラムの著作物の著作者は、その作成の時に限る契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等とする。

第二十条第二項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 特定の電子計算機においては利用し得ないプログラムの著作物を当該電子計算機において利用し得るようになるため、又はプログラムの著作物を電子計算機においてより効果的に利用し得るようになるために必要な変更第二十九条中「第十五条」を「第十五条第一項」に改める。

第四十七条の次に次の一条を加える。

(プログラムの著作物の複製物の所有者による複製等)

第四十七条の二 プログラムの著作物の複製物の所有者は、自ら当該著作物を電子計算機において利用するために必要と認められる限度において、当該著作物の複製又は翻案(これにより創作した二次的著作物の複製を含む)をすることができ、ただし、当該利用に係る複製物の使用につき、第百三十三条第二項の規定が適用される場合、この限りでない。

2 前項の複製物の所有者が当該複製物(同項の規定により作成された複製物を含む)のいづれかについて滅失以外の事由により所有権を有しなくなつた後には、その者は、当該著作権者の別段の意思表示がない限り、その他の複製物を保存してはならない。

第四十八条第一項第一号中「前条」を「第四十七条」に改める。

第四十九条第一項中「行なつた」を「行つた」に改め、同項に次の二号を加える。

三 第四十七条の二第一項の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物(次項第二号の複製物に該当するものを除く)を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物を公衆に提示した者

四 第四十七条の二第二項の規定に違反して同項の複製物(次項第二号の複製物に該当するものを除く)を保存した者

第四十九条第二項を次のように改める。

2 次に掲げる者は、当該二次的著作物の原著作物につき第二十七條の翻訳、編曲、変形又は翻案を行つたものとみなす。

一 第三十条、第三十一条第一号、第三十五条、第三十七条第二項、第四十一条又は第四十二条に定める目的以外の目的のために、第四十三条の規定の適用を受けて同条各号に掲げるこれらの規定に従い作成された二次的著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該二次的著作物を公衆に提示した者

二 第四十七条の二第一項の規定の適用を受けて作成された二次的著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該二次的著作物を公衆に提示した者

三 第四十七条の二第二項の規定に違反して前号の複製物を保存した者

第五十三條に次の一項を加える。

3 第十五条第二項の規定により法人その他の団体が著作物である著作物の著作権の存続期間に

関しては、第一項の著作物に該当する著作物以外の著作物についても、当該団体が著作の名義を有するものとみなして同項の規定を適用する。

第七十六条の次に次の一条を加える。

(創作年月日の登録)

第七十六条の二 プログラムの著作物の著作者は、その著作物について創作年月日の登録を受けることができる。ただし、その著作物の創作後六月を経過した場合は、この限りでない。

2 前項の登録がされている著作物については、その登録に係る年月日において創作があつたものと推定する。

第七十八条第一項中「第七十六条第一項」の下に「第七十六条の二第一項」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第二章第十節中第七十八条の次に次の一条を加える。

(プログラムの著作物の登録に関する特例)

第七十八条の二 プログラムの著作物に係る登録については、この節の規定によるほか、別に法律で定めるところによる。

第百十三条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 プログラムの著作物の著作権を侵害する行為によつて作成された複製物(当該複製物の所有者によつて第四十七条の二第一項の規定により作成された複製物並びに前項第一号の輸入に係るプログラムの著作物の複製物及び当該複製物の所有者によつて同条第一項の規定により作成された複製物を含む)を業務上電子計算機において使用する行為は、これらの複製物を使用する権原を取得した時に情を知つていた場合に限り、当該著作権を侵害する行為とみなす。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和六十一年一月一日から施行する。ただし、第七十六条の次に一条を加える改正規定及び第七十八条第一項の改正規定並び

に附則第五項の規定は、改正後の著作権法第七十八条の二に規定する法律の施行の日から施行する。

(職務上作成する著作物についての経過措置)

2 改正後の著作権法第十五条の規定は、この法律の施行後に創作された著作物について適用し、この法律の施行前に創作された著作物については、なお従前の例による。

(プログラムの著作物の複製物の使用についての経過措置)

3 改正後の著作権法第百十三条第二項の規定は、この法律の施行前に作成されたプログラムの著作物の複製物であつて、改正後の著作権法第四十七条の二の規定を適用するものとならば適法であり、かつ、保存し得るべきものとなるものについては、適用しない。

(罰則についての経過措置)

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(登録免許税法の一部改正)

5 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第九号(内)中「又は第一公表年月日」を「若しくは第一公表年月日又は創作年月日」に改める。

四月二十三日日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は四月二十日)

一、国立学校設置法の一部を改正する法律案

(衆議院修正に係る条文のみを掲載 小字及び一は修正)

国立学校設置法の一部を改正する法律案

附則

この法律中附則第三項の改正規定は昭和六十一年四月一日から、第三条の三第二項の改正規定は昭和六十一年四月一日から施行する。

昭和六十一年四月一日から施行する。